## 変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧(居宅介護支援)

※下記一覧はあくまで参考であり、条件によって追加の書類が必要となる場合もあります

△印は、変更がある場合にのみ必要となる書類

●印は、加算をとる場合に必要となる書類(加算がとれなくなる場合は不要)

$\overline{}$		●印は、加算をとる場合に必要となる書類(加算がとれなくなる場合は不要) 事業所に関する変更																	
		法人I る変	- 関す 変更				ï	事 # 軍営規		<sub>කා</sub> න ි	X.T.	運営規程				加算	休止	再開	廃止
チェック →	変更があった事項提出書類	法人の名称・所在地・役員	法人の電話番号・FAX番号	事業所の電話番号・FAX番号	事業所の建物の構造・専用区画等	管理者に関する変更	介護支援専門員の変更(増員)	介護支援専門員の変更(減員)	介護支援専門員の変更(兼務)	介護支援専門員の変更 (氏名)	事業所の名称	事業所の所在地	営業日・営業時間	利用料	通常の実施地域	体制等状況一覧記載の加算・減算	休止	休止から再開	事業の廃止
	変更届出書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	Δ		0	
	法人の登記事項証明書又は役員会議事録等の写し	0																	igsqcup
	欠格事由に該当しない旨の誓約書	O 注1				O 注1													
	事業所一覧	O 注2	O 注2																
	運営規程の新旧対照表	Δ				△ 注3	Δ	0	0		0	0	0	0	0	Δ		Δ	
	運営規程	Δ				△注3	۵	0	0		0	0	0	0	0	Δ		0	
	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ※他の事業所に兼務の場合は、「兼務先及び兼務する職種の 内容」の欄に「兼務先、職務の内容、週時間」を記載					0	0		0				0			● 注5		0	
	辞令、雇用契約書、労働条件通知書又は給与台帳の写し等の 雇用関係がわかるもの					0	0												
	介護支援専門員証(写) 又は、介護支援専門員登録証明書(写)+登録番号通知書 (写)(婚姻等により姓が異なる場合は、戸籍抄本等の確認が できる書類を添付)					0	0			0									
	介護支援専門員確認表【介護支援専門員の変更があれば必ず 添付してください】					0	0	0	0	0									
	・事業所の平面図(専用区画変更の場合は変更前も添付) ・主たる場所の写真				0							0							
	賃貸借契約書				0挺							0							
	介護給付費算定に係る届出書															0			
	介護給付費算定に係る一覧表 ※変更部分にのみ「あり」「なし」を記載すること															0			
	居宅介護支援各種加算届出書 ※別に指示する書類を添付すること															● 注5			
	休止届出書																O 注4		
	・事業再開に向けての取組状況を記載した書類(任意様式) ・休止および廃止における誓約書 ・職員の募集広告等																0 注		
	再開届出書																	0	
	廃止届出書 ・利用者の引継状況が分かる書類(任意様式)																		0
	・ 村川名の51離仏ボルガかる香類(吐息様式) ・ 休止および廃止における誓約書 ・ 指定 (更新) 通知書の原本																		0

- 注1) 住所、氏名(婚姻等による)及び兼務関係の変更の場合は、欠格事由の誓約書を添付する必要はありません。
- 注2) 同一法人に複数の事業所がある場合は、事業所一覧を添付してください。
- 注3)兼務関係の変更も届出が必要です。兼務関係に変更があった場合は、運営規程も変更してください。
- 注4) 休止届は、やむをえず人員基準等を満さなくなってしまったが、法人として事業継続の意思がある場合に行なう届出(おおむね6か月)であり、状況によっては、休止届に該当しない場合もありますので十分検討してください。
- 注5) 算定する加算要件に応じて必要な場合に添付してください。
  - ※届出書の控え(コピー)は必ず事業所で保管してください